

資格の大原

第75回税理士試験

解答速報

消費税法

本解答は令和7年8月8日11時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

本試験採点・分析サービス

受付期間 2025年8/7(木)～8/20(水)



自己採点結果を入力するだけですぐに「予想得点」を送信します。さらに分析サービス登録者限定で、全国集計後に「最新合格ラインの読み」「得点分布表」「正答率・難易度表」が公開されるアドレスも送信!ぜひ、ご利用ください。

〔第一問〕

問 1 (35 点)

問 1 (1) (15 点)

| |
|--|
| [1] 意 義 |
| (1) 資産の譲渡等 (3 点) |
| 事業として対価を得て行われる資産の譲渡・貸付け及び役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡・貸付け及び役務の提供に類する行為を含む。）をいう。 |
| (2) 特定資産の譲渡等 (2 点) |
| 事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。 |
| (3) 事業者向け電気通信利用役務の提供 (2 点) ※ [2] の中で説明している場合でも配点 |
| 国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その性質又は取引条件等から役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。 |
| [2] 本件取引が課税対象となるかどうか (8 点) |
| 本件取引は、日本国内に住所を有する者に対するものである①☆ことから、役務の提供を受ける者の住所等が国内①にあり、事業者のほか事業者以外の者であっても利用できるものである①☆ことから、その性質又は取引条件等から役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものではない①ため、事業者向け電気通信利用役務の提供以外の電気通信利用役務の提供に該当し①☆、特定資産の譲渡等には該当しない①☆が、国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当し①、課税の対象となる①。 |

問 1 (2) (20 点)

| |
|--|
| [1] 適用関係 |
| (1) 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例 (4 点) |
| 個人事業者のその年又は法人のその事業年度において、次の要件を満たすときは、個人事業者のその年中又は法人のその事業年度中に国内において行った課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。 |
| ① 特定期間における課税売上高 > 1 千万円 |

(2) 新設法人の納税義務の免除の特例

① 内 容 (4点)

その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人を除く。）のうち、その事業年度開始の日における資本金額又は出資金額が1千万円以上であるもの（以下「新設法人」という。）の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

② 外国法人に対する適用 (3点) ※ [2] (2)②と併せて解答している場合でも配点

その事業年度の基準期間がある外国法人が、その基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、その事業年度は基準期間がないものとみなして、新設法人の納税義務の免除の特例を適用する。

[2] 納税義務が免除されるかどうか

(1) 原 則 (1点)

$0 \leq 1,000$ 万円①

適格請求書発行事業者に該当しない

(2) 特 例

① 特定期間 (4点)

(イ) 売上高

$0 \leq 1,000$ 万円①

(ロ) 給与等

特定期間中に支払った給与等はないが、A社は国外事業者であるため①☆特定期間中に支払った給与等の金額の合計額①☆を特定期間における課税売上高とすることはできない①☆。

(給与等の金額判定を行っていた場合は△3点)

② 新設法人 (4点)

資本金 $2,000$ 万円 $\geq 1,000$ 万円 ∴ 納税義務あり①

本間は令和6年10月1日以後に開始する事業年度である設立3期目の課税期間①☆の基準期間（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合に該当する①ため、当課税期間は基準期間がないものとみなされる①。

問 2 (15 点)

問 2 (1) (5 点)

課税売上割合に準ずる割合の適用を受けようとする課税期間の末日までに課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書を提出^①し、その課税期間の末日の翌日から同日以後 1 月を経過する日までに承認を受けた場合には、その課税期間の末日に承認を受けたものとみなす^①ため、その承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、課税売上割合に代えて、その割合を用いて計算する^①。

本問においては、令和 7 年 3 月 17 日に申請書を提出し、令和 7 年 4 月 23 日に承認を受けている^①ことから、申請書を提出した課税期間より承認の効力が生ずる^①。

問 2 (2) (10 点)

[1] 個別対応方式又は一括比例配分方式の場合 (4 点)

① その課税期間における課税売上高が 5 億円を超える場合又は課税売上割合が 95%未満の場合の課税仕入れ等の税額の合計額は、次のいずれかの方法により計算した金額とする。

この場合の課税売上割合が 95%以上であるかどうかについては、承認を受けた課税売上割合に準ずる割合で判定するのではなく^①、課税売上割合によって判定をする^①。

したがって、当課税期間における課税売上高は 5 億円以下 (464, 939, 000 円) であるが、課税売上割合は 95%未満 (92%) であることから個別対応方式又は一括比例配分方式により計算する^①。

(1) 個別対応方式

① ① 計算方法 (2 点)

次の (イ) と (ロ) を合計する方法

(イ) 課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等の税額の合計額

(ロ) 共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額×課税売上割合

本問においては、課税売上割合に準ずる割合を適用し、97%を乗じて計算する^①。

((1)①(ロ)の課税売上割合を課税売上割合に準ずる割合としても配点)

(2) 一括比例配分方式

① ① 計算方法 (2 点)

① その課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額×課税売上割合

一括比例配分方式は、課税売上割合に準ずる割合は適用できない^①ため、92%を乗じて計算する。

② 個別対応方式への変更の制限 (2点)

① { 一括比例配分方式により計算した課税期間の初日から同日以後2年を経過する日までの間に開始する各課税期間においてその方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、個別対応方式により計算することはできない。

本問においては、前々課税期間及び前課税期間において一括比例配分方式を適用しているが、変更の制限期間は経過していることから個別対応方式により計算することができる①。

〔第二問〕－50点－（箇所各2点、箇所各1点）

I 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

| 計 算 過 程 | (単位：円) |
|--|----------------|
| (1) 7.8% ① $8,250,000 + 2,750,000 + 242,453 + (1,969,606 - 12,050) + 495,000,000$ $+ \boxed{(500,000,000 + 330,233)} = 1,008,530,242$ $1,008,530,242 \times \frac{100}{110} = 916,845,674$ ② 特定 50,184,347 ③ ①+②=967,030,021 → 967,030,000 | |
| (2) 6.24% $3,687,048,955 - 467,874,500 = 3,219,174,455$ $3,219,174,455 \times \frac{100}{108} = 2,980,717,087 \rightarrow \boxed{2,980,717,000}$ | |
| (3) (1)+(2)=3,947,747,000 | |
| 金額 | 3,947,747,000円 |

【課税標準額に対する消費税額】

| 計 算 過 程 | (単位：円) |
|--|--|
| (1) 7.8% $967,030,000 \times 7.8\% = 75,428,340$ | |
| (2) 6.24% $2,980,717,000 \times 6.24\% = 185,996,740$ | |
| (3) (1)+(2)=261,425,080 | |
| 金額 | <input style="width: 100px;" type="text" value="☆261,425,080円"/> |

Ⅱ 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

| 計 算 過 程 | (単位：円) |
|---|---------------------------------------|
| (1) 課税 ① $916,845,674 + 2,980,717,087 = 3,897,562,761$ ② $14,247,289 + 40,402,160 = 54,649,449$ $54,649,449 \times \frac{100}{108} = 50,601,341$ ③ $① - ② = 3,846,961,420$ | |
| (2) 免税 467,874,500 | |
| (3) 非課税 $\textcircled{9,786+765,474} + 30,934,530 + 2,970 + \textcircled{50,000,000} + 6,000,000$ $+ 347,400,000 \times 5\% + \textcircled{12,050 \times 5\%} + 330,000,000 + 550,000,000 + 82,550 = 985,165,912$ ② 2,970 ③ $① - ② = 985,162,942$ | |
| (4) $\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{4,314,835,920}{5,299,998,862}$ | |
| 課税売上割合 | $\frac{4,314,835,920}{5,299,998,862}$ |

【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

| 計 算 過 程 | (単位：円) |
|---|---|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 30%;"> (1) $\frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} \doteq 81.4\% < 95\%$ ☆ (2) 5億円判定 $4,314,835,920 > 500,000,000$ </div> | |
| ※判定結果に✓を正しく付し、計算方法が合って配点 | |
| 判定結果 | <input type="checkbox"/> 全額控除 <input checked="" type="checkbox"/> 個別対応方式又は一括比例配分方式 いずれかに✓を付すこと |

【仕入れに係る消費税額】

計 算 過 程

(単位：円)

(1) 個別

① 課のみ

(イ) 国内

イ 7.8%

※1,030,000 を計上していたら減点

$$(a) \quad \boxed{\star 7,697,063} + 26,560,000 + (3,819,476 - 3,000) + \boxed{\star 8,200} + 547,000$$

$$+ (12,346,000 - 3,960,000) + 13,680,492 + 37,843,920 + 845,610 + 600,000$$

$$+ 169,328,916 + 190,263,441 + 75,812,921 + 4,699,546$$

$$+ \boxed{(2,204,320 - 545,000 - 165,000)} + 5,138,401 + 4,961,360 + 9,694,324 = 561,377,990$$

$$561,377,990 \times \frac{7.8}{110} = 39,806,802$$

$$(b) \quad 3,960,000 \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = \boxed{224,640}$$

$$(c) \quad (a) + (b) = 40,031,442$$

ロ 6.24%

$$\boxed{(456,012,654 - 13,680,492)} + (57,996,973 - 4,699,546) + 7,028,244 = 502,657,833$$

$$502,657,833 \times \frac{6.24}{108} = 29,042,452$$

$$ハ \quad \text{イ} + \text{ロ} = 69,073,894$$

(ロ) 特定

$$50,184,347 \times 7.8\% = \boxed{3,914,379}$$

$$(ハ) \quad (イ) + (ロ) = 72,988,273$$

② 非のみ

$$\boxed{13,200} \times \frac{7.8}{110} = 936 \quad \text{※他の金額を計上していたら減点}$$

③ 共通

(イ) 7.8%

$$イ \quad 1,225,893 + 160,600 + 120,000 + 650,000 + 5,490,000 + \boxed{(713,454 - 1,500)} + 103,000$$

$$+ \boxed{(12,065,405 - 2,346,500 - 3,450,000 - 1,100,000)} + (2,172,389 - 125,500)$$

$$+ 1,987,603 + (2,756,432 - 880,000) + 1,800,000 + 431,000 + (1,237,054 - 210,755$$

$$- (870,000 - 181,700)) + 1,195,579 + 2,546,198 + 2,764,537 + 8,967,481 + 27,291,000$$

$$+ 34,716,000 + 210,989,345 + 4,010,680 + 13,094,400 + (45,526,600 - 4,501,000)$$

※290 を計上していたら減点

$$+ \boxed{\star 784,230} + \boxed{8,201,420} = 377,696,745$$

$$377,696,745 \times \frac{7.8}{110} = 26,782,132$$

$$ロ \quad 2,346,500 + 880,000 + (870,000 - 181,700) + 4,501,000 = 8,415,800$$

$$8,415,800 \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = \boxed{\star 477,404}$$

ハ $\text{イ} + \text{ロ} = 27,259,536$

(ロ) 6.24%

※431,000 を計上していたら減点

イ $\boxed{754,000 + 243,000} + (210,755 - 181,700) = 1,026,055$

$$1,026,055 \times \frac{6.24}{108} = 59,283$$

ロ $181,700 \times \frac{6.24}{108} \times 80\% = 8,398$

ハ $\text{イ} + \text{ロ} = 67,681$

(ハ) $(イ) + (ロ) = 27,327,217$

④ 仕入れに係る消費税額

★ $72,988,273 + 27,327,217 \times \frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} = 95,235,911$

※計算方法が合って配点

(2) 一括

① 課税仕入れ等

(イ) 国内

イ 7.8%

(a) $561,377,990 + 13,200 + 377,696,745 = 939,087,935$

$$939,087,935 \times \frac{7.8}{110} = 66,589,871$$

(b) $3,960,000 + 8,415,800 = 12,375,800$

$$12,375,800 \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 702,044$$

(c) $(a) + (b) = 67,291,915$

ロ 6.24%

(a) $502,657,833 + 1,026,055 = 503,683,888$

$$503,683,888 \times \frac{6.24}{108} = 29,101,735$$

(b) 8,398

(c) $(a) + (b) = 29,110,133$

ハ $\text{イ} + \text{ロ} = 96,402,048$

(ロ) 特定

3,914,379

(ハ) $(イ) + (ロ) = 100,316,427$

② 仕入れに係る消費税額

$$100,316,427 \times \frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} = 81,669,625$$

(3) (1) > (2) $\therefore 95,235,911$

金額

95,235,911 円

【仕入れに係る消費税額の調整】

計 算 過 程

(単位：円)

(課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整)

(1) 資産の判定

① 業務管理システム

$$31,500,000 \times \frac{100}{110} = 28,636,363 \geq 1,000,000 \quad \therefore \text{該当する}$$

② 新車

$$8,201,420 \times \frac{100}{110} = 7,455,836 \geq 1,000,000 \quad \therefore \text{該当する}$$

(注) 新車は、当課税期間が第3年度の課税期間に該当しないため調整不要。

(2) 変動(業務管理システム)

① 調整の要否

(イ) 仕入れ等(前々期)

$$\frac{3,245,287,552}{3,260,120,198} \doteq 99.5\%$$

(ロ) 通算

$$\frac{3,245,287,552 + 3,452,433,566 + 4,314,835,920}{3,260,120,198 + 3,551,928,722 + 5,299,998,862} = \frac{11,012,557,038}{12,112,047,782} \doteq 90.9\%$$

(ハ) 判定

| | |
|--|-------------|
| 変動率 ★ $\frac{99.5\% - 90.9\%}{99.5\%} \doteq 8.6\% < 50\% \quad \therefore \text{調整なし}$ | ※計算方法が合って配点 |
|--|-------------|

(居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整)

(1) 判定

① マンションA

$$420,000,000 + 330,233 = 420,330,233$$

$$420,330,233 \times \frac{100}{110} = \star 382,118,393 \geq 10,000,000 \quad \therefore \text{該当する}$$

② ビルB

$$8,000,000 + 160,000,000 + 160,000,000 + 172,000,000 = 500,000,000$$

$$500,000,000 \times \frac{100}{110} = \star 454,545,454 \geq 10,000,000 \quad \therefore \text{該当する}$$

(2) 譲渡

① マンションA

(イ) 割合

イ 課税

$$495,000,000 \times \frac{100}{110} = 450,000,000$$

ロ 非課税

(a) $6,875,000 + 41,250,000 + 30,934,530 + 2,970 = 79,062,500$

(b) 2,970

(c) (a) - (b) = 79,059,530

$$\text{ハ} \frac{\text{イ}}{\text{イ}+\text{ロ}} = \frac{450,000,000}{529,059,530}$$

$$\text{（ロ）} 420,330,233 \times \frac{7.8}{110} = 29,805,234$$

$$29,805,234 \times \frac{450,000,000}{529,059,530} = \boxed{\star 25,351,315 \text{ (加算)}}$$

② ビルB

(イ) 割合

イ 課税

$$(500,000,000 + 330,233) \times \frac{100}{110} = 454,845,666$$

ロ 非課税

$$50,000,000 + 50,000,000 = 100,000,000$$

$$\text{ハ} \frac{\text{イ}}{\text{イ}+\text{ロ}} = \frac{454,845,666}{554,845,666}$$

$$\text{（ロ）} (500,000,000 - 8,000,000) \times \frac{380,000,000}{120,000,000 + 380,000,000} \times \frac{7.8}{110} = \boxed{\star 26,514,327}$$

$$26,514,327 \times \frac{454,845,666}{554,845,666} = \boxed{\star 21,735,641 \text{ (加算)}}$$

③ ①+②=47,086,956

(3) 95,235,911 + 47,086,956 = 142,322,867

| | |
|----------------|---------------|
| 調整税額 | 47,086,956 円 |
| 調整後の仕入れに係る消費税額 | 142,322.867 円 |

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

| 計 算 過 程 | | (単位：円) |
|--|--|--------|
| $54,649,449 \times \frac{6.24}{108} = 3,157,523$ | | |
| 金 額 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">☆3,157,523 円</div> | |

【貸倒れに係る消費税額】

| 計 算 過 程 | | (単位：円) |
|--|--|--------|
| $475,431 \times \frac{6.24}{108} = 27,469$ | | |
| 金 額 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">27,469 円</div> | |

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

| 計 算 過 程 | | (単位：円) |
|--|--|---------------|
| 261,425,080 - 142,322,867 - 3,157,523 - 27,469 = 115,917,221 → 115,917,200 | | |
| 金額 | | 115,917,200 円 |

Ⅳ 中間納付税額の計算

| 計 算 過 程 | | (単位：円) |
|---|--|--------------|
| 【中間申告の要否の判定】 | | |
| (1) 一月 $\frac{107,164,200}{12} = 8,930,350 > 4,000,000 \quad \therefore 8,930,350 \rightarrow 8,930,300$ | | |
| (2) 三月・六月 一月中間申告の適用を受ける期間を含むため適用なし | | |
| 【中間納付税額】 | | |
| 8,930,300 × 11 回 = 98,233,300 | | |
| 金額 | | 98,233,300 円 |

Ⅴ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

| 計 算 過 程 | | (単位：円) |
|---------------------------------------|--|---------------|
| 115,917,200 - 98,233,300 = 17,683,900 | | |
| 金額 | | ★17,683,900 円 |

□合格ラインの読み口

理論については、外国法人(電気通信利用役務の提供及び納税義務)に関する事例問題及び課税売上割合に準ずる割合を含む仕入税額控除に関する事例問題が出題されました。

計算については、適格請求書等保存方式の経過措置である 80%控除及び適用税率をテーマとする食料品製造業を営む法人の原則計算が出題されました。また、調整対象固定資産及び居住用賃貸建物の調整の理解も問われました。

以下、各問の合格ラインについて簡単に触れることにします。

〔第一問〕

問 1 については、全体的に平易な問題であるため、精度の高い解答が求められます。

以上を勘案すると、28 点がボーダーライン、29 点が合格確実ラインになると考えられます。

問 2 については、全体的に平易な問題であるため、精度の高い解答が求められます。

以上を勘案すると、13 点がボーダーライン、14 点が合格確実ラインになると考えられます。

〔第二問〕

問題文に読み取りにくい部分があり、解答に時間を要することから、難易度はやや難しめ、解答量も多い問題でした。そのため、完全解答は困難であると考えられます。

役員及び従業員に支給される手当の取扱い、国内空港旅客サービス施設利用料や C 製品の回収等に要した金額の取扱いを正答できれば、有利になると考えられます。

また、調整対象固定資産の著しい変動の判定や居住用賃貸建物の調整税額の計算は、解答できていなくても合否へ影響はないものと考えられます。

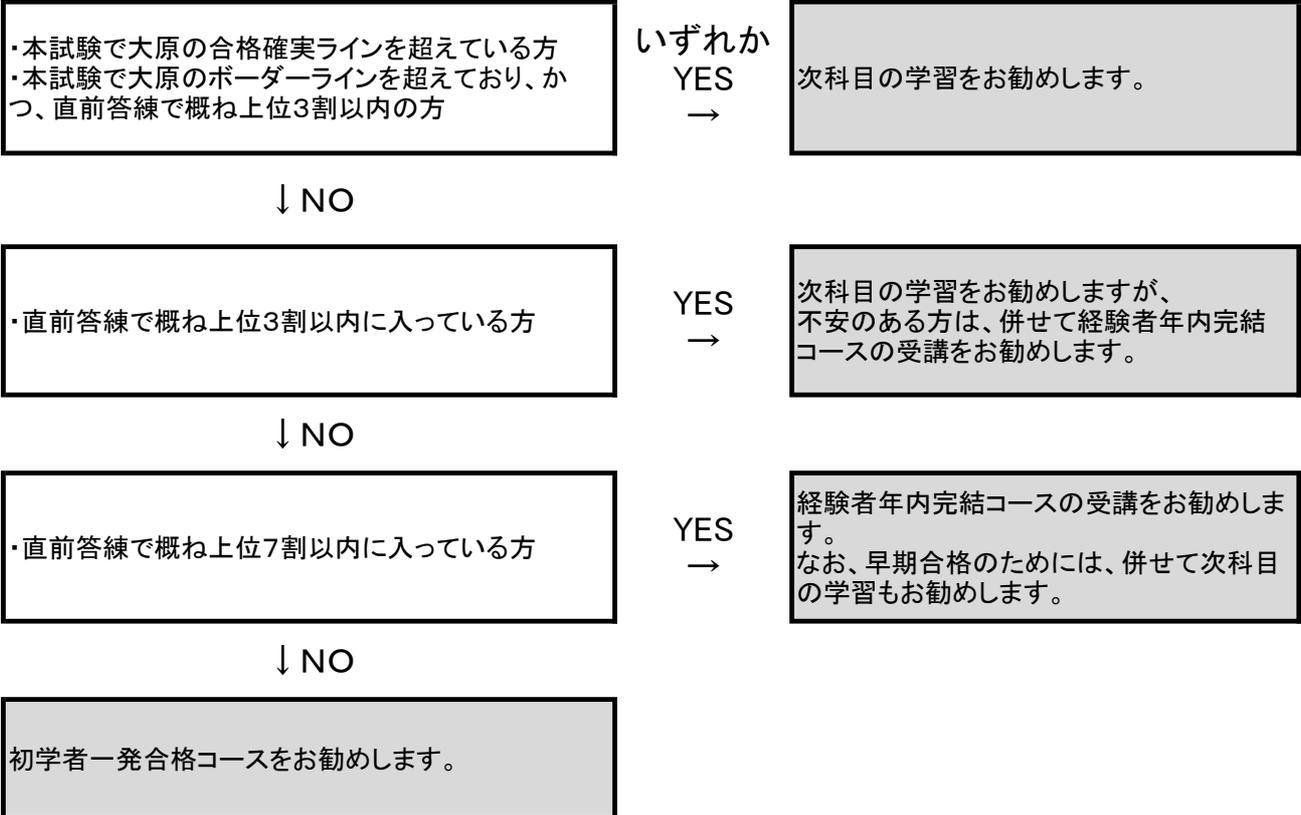
以上を勘案すると、33 点がボーダーライン、39 点が合格確実ラインになると考えられます。

総合してボーダーラインは理論 41 点、計算 33 点、合計 74 点前後になると予想され、合格確実ラインは理論 43 点、計算 39 点、合計 82 点以上になると予想されます。

【消費税法】

学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。
なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などお気軽にご相談ください。



消費税法 コース紹介

【初学者一発合格コース】 講義回数：41回（週1回）

学習経験者であっても知識の定着レベルが低い方（目安として、受験専門学校の直前答練で上位7割未満の方）は、経験者コースを受講するより初学者コースを受講して知識の定着を図っていただくことが税理士試験の合格のために重要となります。

初学者コースは、新規の項目を学習する都度、その項目に関わる応用理論対策や、計算総合問題の対策を行うことにより、早期に合格答案作成能力を身に付けていただけます。また、年内の4ヶ月で基礎項目及び本試験での実績が高い項目を学習し、1月から3月までで応用項目を学習し、インプットは完了します。そのため、4月は問題演習を多く行い、試験直前期に向けて着実に準備することができます。

なお、初学者コースと経験者コースの学習範囲に差はございません。

【経験者年内完結コース】 講義回数：14回（週1回）

本試験においてボーダーライン以下となられた方で、受験専門学校の直前答練で上位7割までの学習習熟度であった方を対象としたコースです。

テキスト講義回では、本試験での出題頻度の高い項目を再確認し、理解力を養います。また、理論学習では、知識面については、本試験での重要性の高い理論を重点的に学習していきます。応用理論対策については、事例形式理論など本試験の出題パターンに応じた解答アプローチの学習を行います。

月に1度実施します確認テスト回では、アウトプット力を養い、講義で学習した項目の定着度を確認することができます。また、確認テスト回でなくても、ミニテストを実施し、問題に対する解答アプローチの実践練習も行います。

<主な学習項目>

計算：国境を越えた役務の提供、納税義務の判定、軽減税率、調整対象固定資産の調整計算、居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の調整、簡易課税制度、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）など

理論：国境を越えた役務の提供、納税義務の免除の特例、軽減税率、仕入税額控除、簡易課税制度、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）など

<配付教材>

計算テキスト、計算問題集、理論テキスト、理論問題集、確認テスト